

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

平成 28 年 12 月 26 日に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆議員及び参議員の内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、平成 29 年 3 月には論点整理を発表したところである。

これまでも、政府に対して、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があり対策を求めているが、その実態を十分に把握して来なかった。

よって本市議会は政府に対し、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く求める。

記

1. 公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制及び監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。
1. ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。
1. アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取組みと合わせ、さらに依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 23 日

貝 塚 市 議 会